

手話言語法制定に関する意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

平成18年12月に採択された国連の障害者の権利に関する条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者の権利に関する条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に障害者基本法の一部を改正する法律が公布され、改正後の障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国及び地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化の施策を講じることを義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、政府におかれては、「(仮称)手話言語法」を制定されるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月25日

尼崎市議会議長

関 係 大 臣 あ て